

中小企業の賃上げを応援する条例

2025年10月1日

日本共産党東京都議会議員団

【提案理由】

物価高騰が続き、10月にはさらに3,000品目以上の値上げが予定されており、家計負担は増大しています。実質賃金は3年連続でマイナス、今年は7ヶ月連続でマイナスです。都民の暮らしを守るためには、物価高騰を上回る賃上げの実現が待ったなしです。

本年度、東京の最低賃金は過去最高の引き上げ幅で時給1,226円になります。しかし、東京地方労働組合評議会の調査では、都内で普通の生活を送るには時給2,000円が必要であり、現在の最低賃金では、生活を支えるには十分とは到底言えません。一方、中小企業などからは「賃上げしたいが経営が苦しい」という声が寄せられており、中小企業・小規模企業は賃上げの原資の確保に窮しています。

東京都は、事業所の9割以上、雇用の約6割を中小企業が占める「中小企業都市」です。中小企業全体を見ても、その8割以上が、従業員20人以下の小規模企業となっており、これは全国最多です。東京は、極めて小規模な企業によって支えられているのが実態です。

全国最多の小規模事業所を抱える東京都こそ、都民の暮らしを守り、賃上げを実現するための直接支援制度の充実は不可欠です。

都の賃上げ支援制度である「手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金」は、賃上げ以外の要件も含むため、支給まで1年以上かかり、迅速な支援ができません。一方、岩手県など全国9県に広がる支援制度は、賃上げのみを要件とするシンプルさで、申請から約4週間で迅速な支給を実現しています。

よって、日本共産党都議団は今定例会に、賃上げのみを条件とし、迅速な支給を実現する「東京都中小企業者賃上げ応援助成金条例(案)」を提案します。

【条例案の主な内容】

- 労働者の賃金を時給70円以上の引き上げを行った中小事業者に対し、従業員一人当たり15万円、一社最大20人分300万円の助成金を支給します。
- 本事業は、緊急対策という位置づけで3年間の時限事業とします。ただし、延長はできるものとします。
- 施行日は2026年4月1日を予定しています。

以 上